

2006年1月12日
(平成18年)

藤沢市八ヶ岳野外体験教室指定管理者
株式会社 東急コミュニティー
取締役社長 土橋 隆彦 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

八ヶ岳野外体験教室指定管理者管理運営業務に係るコンピュータ処理
について（答申）

2006年1月12日付けで諮問（第168号）された八ヶ岳野外体験教室指定
管理者管理運営業務に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条
例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要性があると
認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事業の実施に当たりコンピュータ処理をする
必要性についての合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

地方自治法が改正されたことに伴い、藤沢市八ヶ岳野外体験教室（以下「教
室」という。）について指定管理者制度が導入され、平成17年4月1日から
株式会社東急コミュニティー（以下「指定管理者」という。）が指定管理者と
なった。

このことに伴い、当該教室の施設管理運営業務を受託していた事業者が使用
していた宿泊管理システムが引き上げられ、現在当該教室の予約受付、宿泊者
への領収書発行等の宿泊管理業務は手書きで行っている。

利用者の利便性及び事務効率の向上を図り、コスト削減を進めていくうえで
指定管理者において宿泊管理システムを導入する必要性があり、このことから

諮問に至ったものである。

(2) コンピュータ処理の必要性について

ア コンピュータ処理をする必要性

指定管理者が、当施設の管理運営業務を執行するに当たり、宿泊予約の受付から利用後の領収書の発行までの一連の宿泊管理システムを導入することにより、顧客サービスの迅速化や正確性が確保され、また顧客情報管理を一元化することにより、事務の効率化を図ることができるため、コンピュータ処理をする必要性がある。

イ コンピュータ処理する個人情報の範囲

宿泊予約者の氏名、住所、電話番号

ウ その他コンピュータ入力する項目

利用時人数の内訳(大人・小人・幼児)、利用料減免申請の有無、利用時の食事・飲み物内容、交通手段、一般・団体等の区別、藤沢市以外の在住者の在勤・在学の有無

エ 利用範囲

宿泊予約処理(新規・変更・取消し)、予約者への宿泊利用確認連絡、チェックアウト時の領収書発行、予約者へのイベント情報案内、リピーター顧客の過去の利用内容の照会

(3) 安全対策について

ア 宿泊管理システム用端末機について

当教室の宿泊管理システム用端末機は1台のみの設置で、外部とのネットワーク接続はなく、当該システムについては汎用ソフトを当教室用に改良したものを導入する予定である。

また、当該宿泊管理システム用端末機は、当教室事務所に施錠管理のうえ設置し、操作者は現地スタッフのみでIDパスワード及び指紋認証キーにより、操作者を限定し運用するものである。

イ 日常的な管理体制

藤沢市個人情報の保護に関する条例及び関係法令、指定管理者が定める個人情報保護指針(プライバシーポリシー)を遵守し、また現地職員の採用時に守秘義務の履行について誓約書を提出させるとともに、定期的に職場内研修を開催し個人情報の保護に努めている。

(4) 実施時期について

2006年1月12日以降実施予定

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由によりコンピュータ処理について認めるものであ

る。

(1) コンピュータ処理をする必要性について

実施機関の説明によると、本業務の執行に当たり、当該教室の宿泊管理システムを導入することにより宿泊予約登録からチェックアウト後の領収書の発行までの事務作業の効率化を図ることが可能となることであり、利用者の検索が容易となることで予約者への事前確認やイベント情報の案内等の顧客管理業務において有効的に活用することができることから、コンピュータ処理をする必要性が認められる。

(2) 安全対策について

本業務の処理に当たっては、外部とのネットワーク接続はなく、操作者を限定しシステム端末機の管理については実施機関が定めるセキュリティポリシーを遵守し、セキュリティ対策を講じるとともに、藤沢市個人情報の保護に関する条例及び実施機関が定める個人情報保護指針に基づき処理するため、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以 上